

町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)6月2日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

町田市特定公共賃貸住宅条例（平成8年3月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。）<u>第1条第4号</u>の規定により算出した額をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(駐車場)</p> <p>第22条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用者に対し駐車場の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>毀損した</u>とき。</p> <p>(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第35条 指定管理者は、第33条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び<u>毀損</u>の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。）<u>第1条第3号</u>の規定により算出した額をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(駐車場)</p> <p>第22条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用者に対し駐車場の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に<u>き損した</u>とき。</p> <p>(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第35条 指定管理者は、第33条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び<u>き損</u>の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。